

所沢市告示 第 262 号

「所沢市自転車駐車場の整備及び自転車の放置の防止に関する条例」第19条第6項の規定により、下記のとおり告示する。

令和8年5月25日

所沢市長 小野塚 勝俊

記

- 1 撤去した日 令和8年5月21日
- 2 撤去した場所 自転車放置禁止区域、自転車放置指導整理区域、市営自転車駐車場
- 3 撤去・保管台数 9台
- 4 返 還 日 同条例第21条第2項に規定する告示の日より44日間
(自転車保管場所の開所日・開所時間内に限る)
- 5 返 還 場 所 喜多町自転車駐車場内保管場所
喜多町2番12号
電話04-2924-9419
月～土曜日(12/29～1/3を除く)
午前9:00～午後5:30
- 6 問い合わせ先
 - (1) 保管自転車について 上記の該当する自転車保管場所
 - (2) それ以外 所沢市市民部防犯交通安全課
電話04-2998-9140

所沢市選管告示第23号

所沢市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和8年5月25日

所沢市選挙管理委員会
委員長 吉田 正

記

- 1 日 時 令和8年6月1日 午前10時00分
- 2 場 所 所沢市役所高層棟3階 301会議室
- 3 付議すべき事件
 - (1) 選挙人名簿に関する事
 - (2) 在外選挙人名簿に関する事
 - (3) 選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額及び報酬の最高額の
一部改正について
 - (4) その他